

答 申 書

春日井市特別職報酬等審議会

令和6年11月6日

春日井市長 石 黒 直 樹 様

春日井市特別職報酬等審議会

会長 木野瀬 吉孝



市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額並びに議
員報酬の額について

令和6年10月21日付けで諮問がありましたこのことについて、慎重な審議の
結果、別紙のとおり答申します。

答 申

1 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額については、次のように改正することが妥当と考えます。

市 長	月額	1,103,000円	(現行 1,072,000円)
副 市 長	月額	920,000円	(現行 894,000円)
教 育 長	月額	801,000円	(現行 779,000円)
常勤の監査委員	月額	609,000円	(現行 592,000円)

2 議員報酬の額について

議員報酬の額については、次のように改正することが妥当と考えます。

議 長	月額	665,000円	(現行 646,000円)
副 議 長	月額	601,000円	(現行 584,000円)
議 員	月額	552,000円	(現行 536,000円)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行することが妥当と考えます。

4 審議の内容

審議会では、県内各市や全国の人口規模が同等の都市の状況、市の財政状況、市議会議員の活動状況、消費者物価指数の推移、人事院勧告の状況の資料などに

基づき、慎重に審議を行いました。

主な審議内容としましては、次のとおりです。

- (1) 他市では特別職に地域手当を支給しているケースもあることから、地域手当を含めた給与月額で比較すると、県内においては人口規模から判断すると、市長など常勤の特別職の給与月額は低い水準にある。
- (2) 本年の春闘での賃上げ率が5%を超え、公務員の給与についても人事院により大幅な引上げが勧告されるなど、全国的に賃上げの流れが強くなっている。また、昨年度の答申に「引上げを前提とした検討をしていくべき」とあることを尊重すると、今回引き上げることが妥当である。
- (3) 本年度から国民健康保険税の税率が引き上げられるなど財政状況が厳しい状況であるならば、特別職の報酬等を引き上げるべきではない。
- (4) 公債費負担比率は徐々に下がってきていることから財政的な努力も感じられ、次世代の担い手を確保するという観点からも、相応の報酬水準が必要である。
- (5) 本年の人事院勧告による一般職の給料の引上げ率は平均3.0%であるが、若年層の給料が大幅に引き上げられる一方で、本市部長級職員の引上げ率は1.1%程度であることを考慮すべきである。
- (6) 本年の人事院勧告による本市部長級職員の平均引上げ率が1.1%であることを考慮しつつ、昨年度までの審議内容を尊重するため、平成30年から昨年までの人事院勧告による一般職の給料の引上げ率を積み上げた1.7%に、1.1%を加えた2.8%を今回の引上げ率とする。
- (7) これまでの審議会では、人事院勧告による引上げ幅がある程度積み上げら

れた時点で特別職の引上げを検討するという考え方であったが、今後は、積上げ方式ではなく、審議会の開催の都度、その時点の社会経済情勢等を考慮して、報酬等の適正額について議論していくべきである。

これらの審議内容を総合的に勘案し、上記1、2及び3の結論に達しました。